

あきた米粉利用推進ネットワーク会則

(名称・目的)

第1条 本会は、「あきた米粉利用推進ネットワーク」と称し、米粉を利用した食品の利用技術の開発・普及・促進による地産地消の推進と地域産業の振興さらには食料自給率の向上を目的とする。

(事業)

第2条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 米粉を利用した食品またはその利用技術等の会員への情報提供
- (2) 米粉利用食品等に関するセミナー等の開催
- (3) 「東北米粉利用推進連絡協議会」との連携等
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 本会は、秋田県において米粉利用食品の開発、普及等に携わっている者（企業・団体を含む）であって、本会の目的に賛同する者により構成する。

(事務局)

第4条 本会は、事務局を秋田農政事務所食糧部消費流通課内に置く。

(役員)

第5条 本会に理事15名以内を置き、理事は総会において選任する。また、会長・副会長については選任された理事の中から会長1名、副会長2名以内を互選する。この場合の理事の任期は1年とし、再任は妨げない。

(会長・副会長)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。また、副会長は、会長を補佐し会長事故ある時は、職務を代理する。

(理事会)

第7条 本会に理事会を置き理事会は、会長が招集し、その議長は会長があたる。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、毎年一回以上開催する。

(議決)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業の計画及び報告
- (3) 理事の選任
- (4) その他必要な事項

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(入会・退会または登録の変更)

第11条 本会に入会する時は、別紙1「入会申込書」により申し込むものとする。
本会を退会または会員登録の変更を行う時は、別紙2「退会・登録変更届出書」を提出するものとする。

附 則

- 1 平成15年8月18日 施行
- 2 平成16年7月 1日 一部改正
- 3 平成21年9月14日 一部改正